



# 保育審議会の開催について

---

---

平成30年8月28日(火) 午後7時～  
於 国立市役所 3階 第1・2会議室



# 本日の内容

## ○審議会の概要説明

- 諮問内容
- 子ども・子育て支援新制度とは
- 保育料(利用者負担額)の制度、仕組み
- 諮問1.保育料(利用者負担額)の算定方式の変更
- 諮問2.保育料(利用者負担額)の階層区分の細分化
- 懸念事項と対応策
- 今後のスケジュール

## 1. 保育料（利用者負担額）の算定方式の変更

現在、所得税額に基づき算定している利用者負担額について、住民税額に基づき算定する方式に変更する。

## 2. 保育料（利用者負担額）の階層区分の細分化

財政健全化の取組方針・実施細目において特筆されている「保育料の高所得者層の階層区分を細分化する見直し」を行う。



# 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の**子ども・子育て関連3法**に基づく制度のことをいいます。

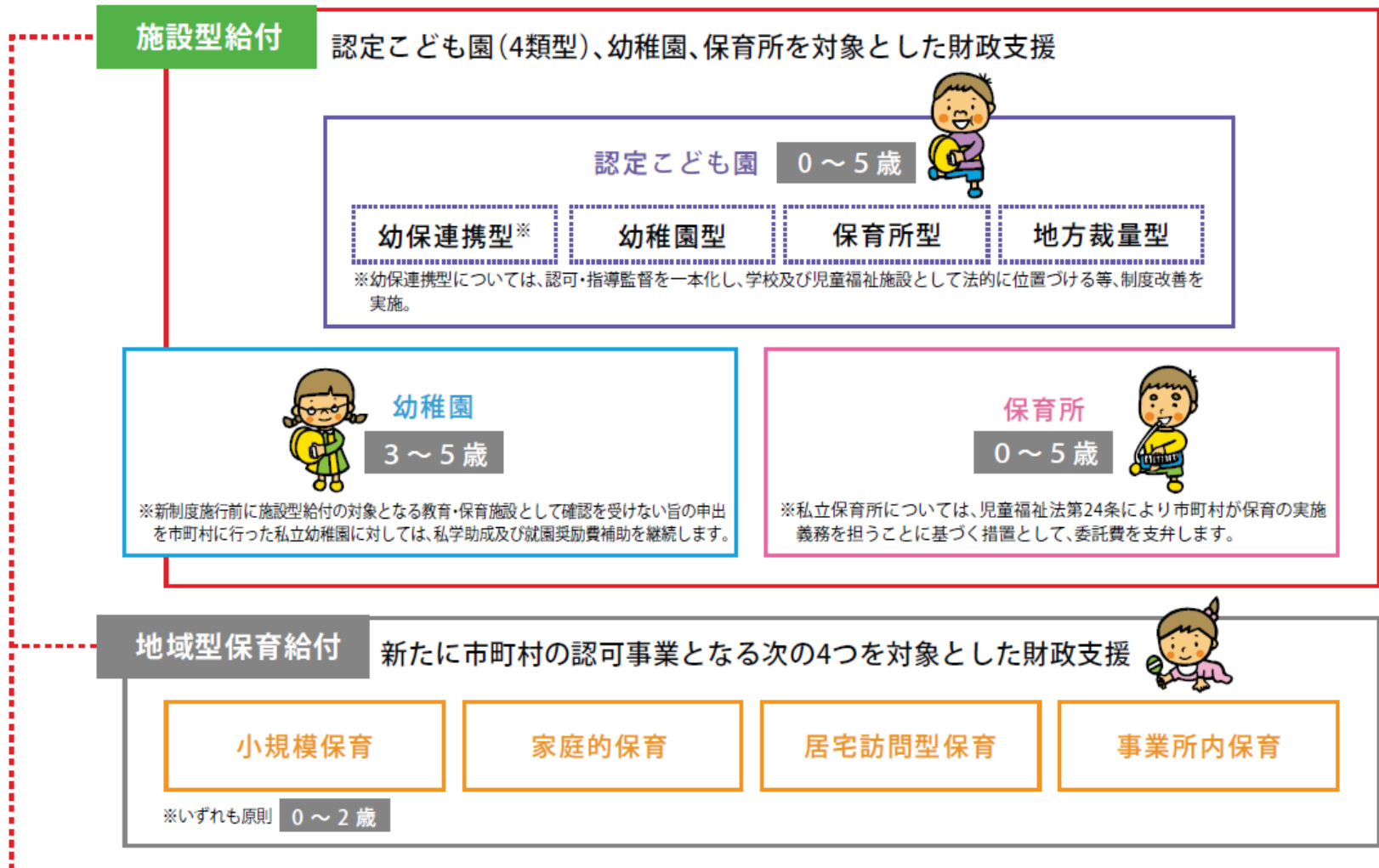
(施行は平成27年4月～)

《子ども・子育て関連3法の主なポイント》

- 1.認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- 2.認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- 3.地域の実情に応じた子ども・子育て支援
- 4.基礎自治体（市町村）が実施主体
- 5.社会全体による費用負担
- 6.政府の推進体制
- 7.子ども・子育て会議の設置

# 子ども・子育て支援新制度とは

## ○施設型給付の概要と仕組み(図①)



# 子ども・子育て支援新制度とは

## ○私立幼稚園の選択肢

		新制度を選択する場合		従前どおりとする場合
		認定子ども園になって「施設型給付」を受ける (幼保連携型)   (幼稚園型)		幼稚園のまま「施設型給付」を受けない <sup>※2</sup>
位置付け・役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育と保育を提供する施設</li> <li>●市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育を提供する施設</li> <li>●市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育を提供する施設</li> </ul>
		(幼保連携型) ●学校と児童福祉施設の位置付け	(幼稚園型) ●学校 ●保育機能を認定	
施設の認可(認定)・指導監督等	認可(認定)	(幼保連携型) ●都道府県・指定都市・中核市	(幼稚園型) ●都道府県	●都道府県
	確認	●市町村		
財政措置		●1号認定子ども ▶ 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」 <sup>*3</sup> 及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●2号・3号認定子ども ▶ 「保育時間」に対応する「施設型給付」 <sup>*3</sup> ●私学助成(特別補助等) <sup>*4</sup>	●「教育標準時間」に対応する「施設型給付」 <sup>*3</sup> 及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●私学助成(特別補助等) <sup>*4</sup>	●私学助成(一般補助・特別補助) ●幼稚園就園奨励費



# 子ども・子育て支援新制度とは

## ○施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

- 新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定

### 1号認定

### 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合

### 2号認定

### 満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

### 3号認定

### 満3歳未満・保育認定

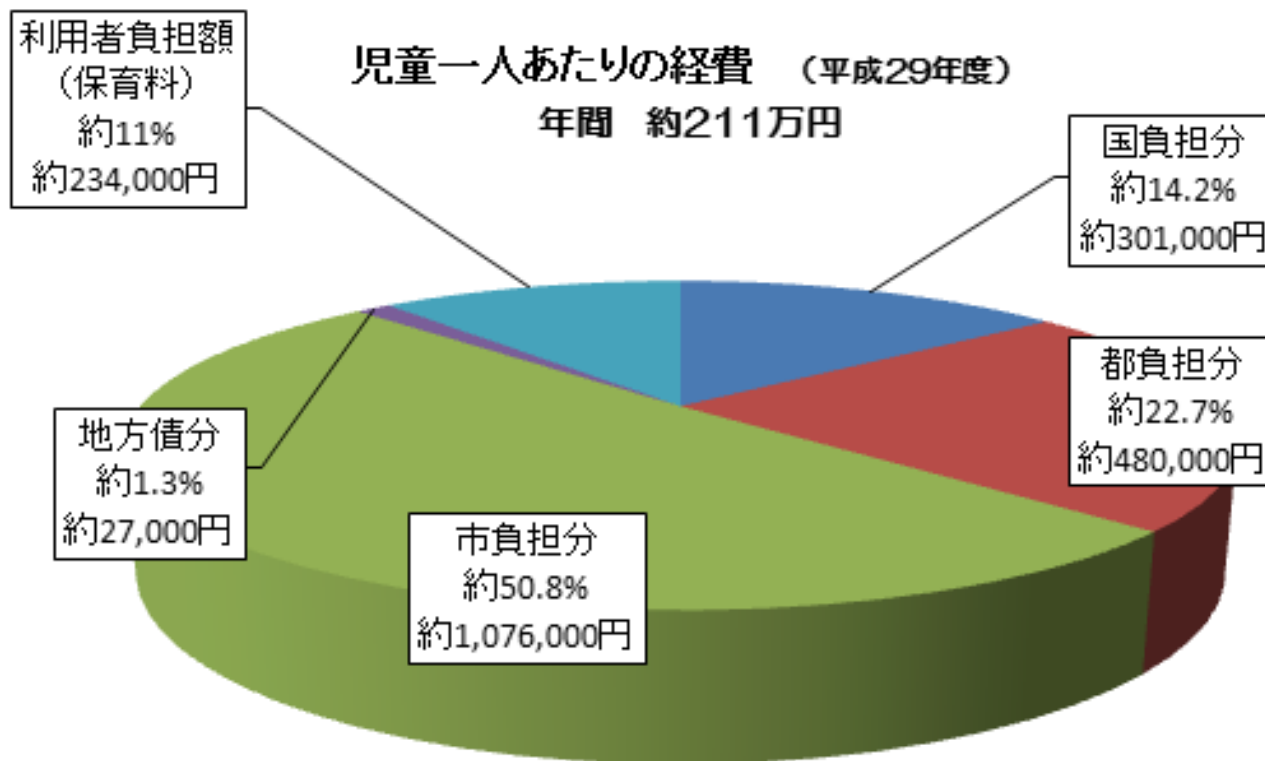
子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合



# 利用者負担額の経費と負担割合

保育所等に入所したお子さんの保護者には、利用者負担額として、施設型給付費等の一部を負担していただいています。

## 児童ひとりあたりの経費（国立市：平成29年度）







# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

## ○利用者負担額とは

認可保育所や幼稚園（「施設型給付」を受ける場合のみ）の月額保育料（利用者負担額）の算定について、子ども・子育て支援新制度において、教育・保育に係る利用者負担額は

「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」とされている。

（子ども・子育て支援法第27条第3項第2号）

この「政令で定める額」は、市民税額に基づき設定されている。

（法施行令第4条）



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

## ○国の定める上限額

保育認定の子ども  
(2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担(保育標準時間)	
	(2号認定)	(3号認定)
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円	9,000円 ※第2子以降は0円
※ひとり親等世帯：第1子から0円		
③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円	19,500円
	※ひとり親等世帯 { 第1子: 6,000円 第2子以降: 0円 }	※ひとり親等世帯 { 第1子: 9,000円 第2子以降: 0円 }
④所得割課税額 57,700円未満[77,101円未満] (～約360万円)	27,000円	30,000円
	※ひとり親等世帯 { 第1子: 6,000円 第2子以降: 0円 }	※ひとり親等世帯 { 第1子: 9,000円 第2子以降: 0円 }
57,000円未満 (～約470万円)	27,000円	30,000円
⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	44,500円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	61,000円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	80,000円
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	104,000円

多子カウント生数制限なし

(所得割課税区分)



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

## ○前回の保育審議会での答申概要について ①

- 保育に係る利用者負担額を、従前どおりの基準をもって算定するため、所得税額に基づき算定することとしている。
- その理由（保育審議会の答申より抜粋）
  - ① 国の示した住民税ベースでの利用者負担額の算定にした場合、約40%が平均月額1,483円の増額となることが想定される。
  - ② 住民税を基準とした場合、多子軽減等の考慮を行う方策が確立できない。

※なお、施設型給付の幼稚園に係る利用者負担額は、新制度施行にあわせて市民税額に基づき算定することとしている。



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

## ○前回の保育審議会での答申概要について ②

### ・保護者負担増の原因（保育審議会の答申より抜粋）

- ① 国の試算ベースは、4人家族（父・母(収入はあるが非課税)、子ども2人）がモデルケースである →多子世帯の負担増
- ② 所得税と住民税とで控除額が異なること、国のモデルは8階層だが、市は25階層に細分化していることと相まって、税額の差額により階層に変更が生じる →階層の際にいる人が異なる階層になる
- ③ 所得税は累進課税、住民税は一律 →所得税と住民税の税率の違い



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

## ○国立市健全な財政運営に関する条例・施行規則

- 平成28年4月1日施行
- 第1条(目的) 限られた財源の範囲内で、市が必要な施策を自主的かつ総合的に実施するため、市の財政運営に関する基本事項を定める→健全で規律ある財政運営の確保、住民福祉の向上
- 第11条（使用料等の定期的な見直し） 市長は、使用料、手数料及び負担金について、受益と負担の関係等を考慮し、定期的な見直しを行わなければならない。
- 施行規則 第3条（補助金等の見直し） 条例第9条から第11条までの規定による定期的な見直しは、原則として4年ごとに行うものとする。



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

## ○国立市の現行の算定方式について

- 国立市ともう1市のみが、（新制度施行前の基準である）所得税額に基づいて利用者負担額を算定している状況である。
- 子ども・子育て支援新制度においては、住民税額に基づいた利用者負担額の算定を要請されているところ、これに反する状態である。

※ただし、利用者負担額は、市町村が定めるものとされていることから、違法な状態にあるわけではない。



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

## ○他市の状況

- 平成27年度の新制度開始にあわせ、多くの市区町村では、算定方法を所得税ベースから市民税ベースへ変更。

(多摩地域では、26市中23市)

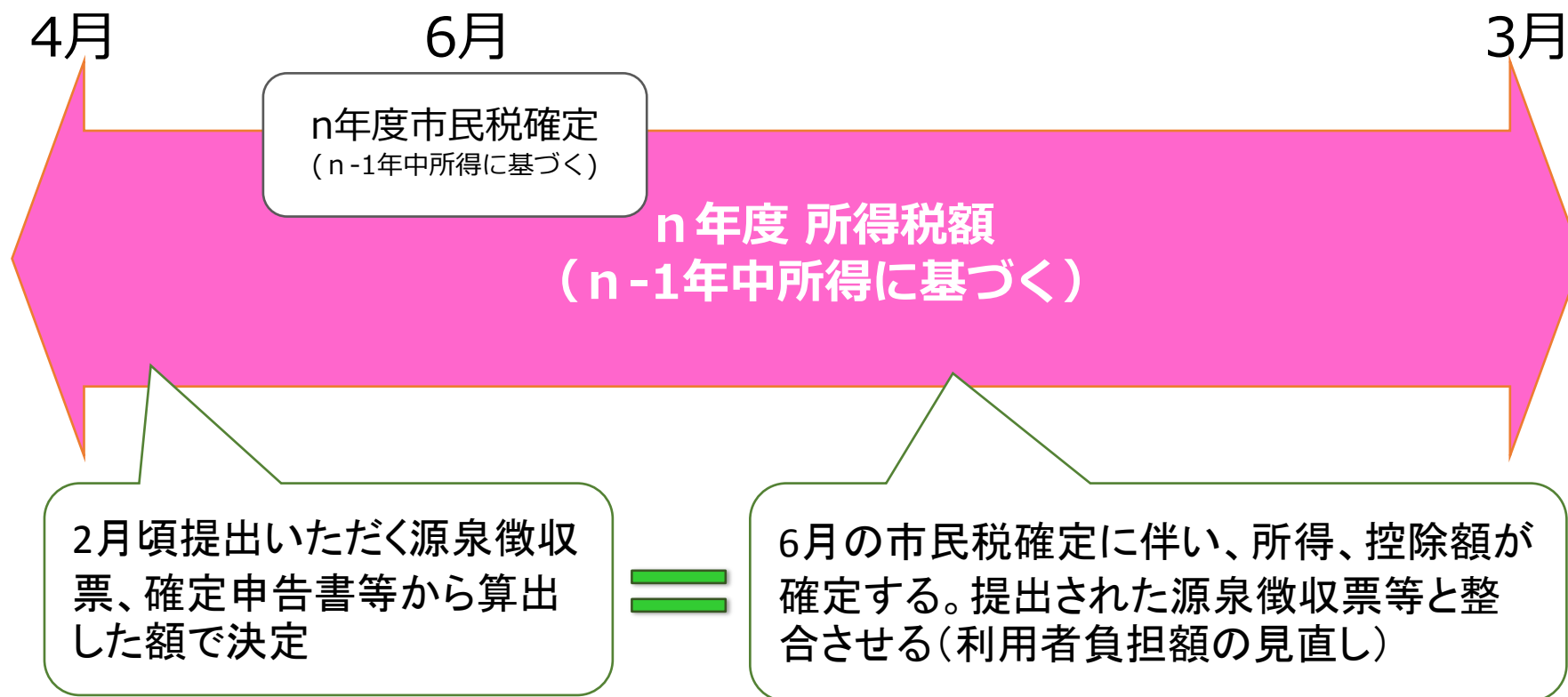
- 平成30年度、国分寺市が市民税ベースへ移行。

※現在、26市で所得税ベースの算定は、羽村市と国立市のみ。



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

所得税で利用者負担額を決定する場合（国立市の現行方式）

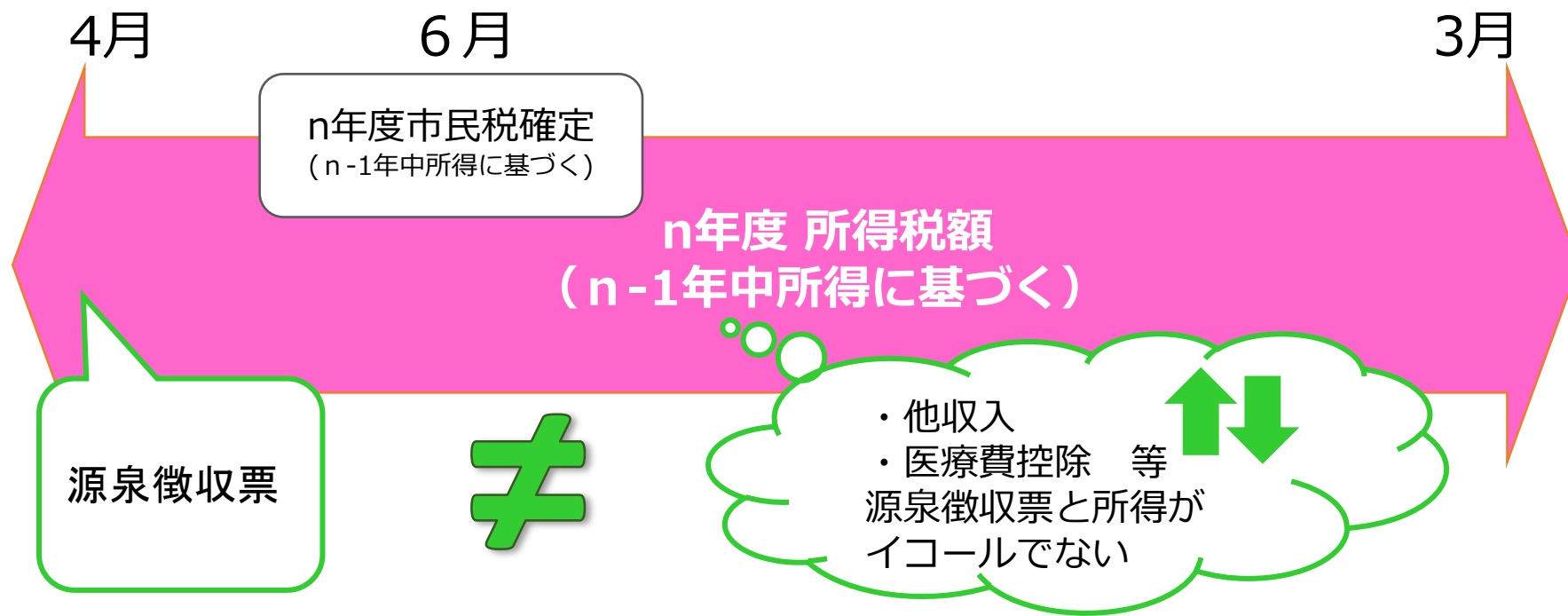






# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

○市民への影響：保護者からの問い合わせ・苦情事例 ①追徴 ②還付



利用者負担額の変動について、算定ミス等ではないか？と保護者に不必要な不安や不信感を抱かせている。

追徴の場合、遡及して請求されることの経済的な負担感が強くなる。



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

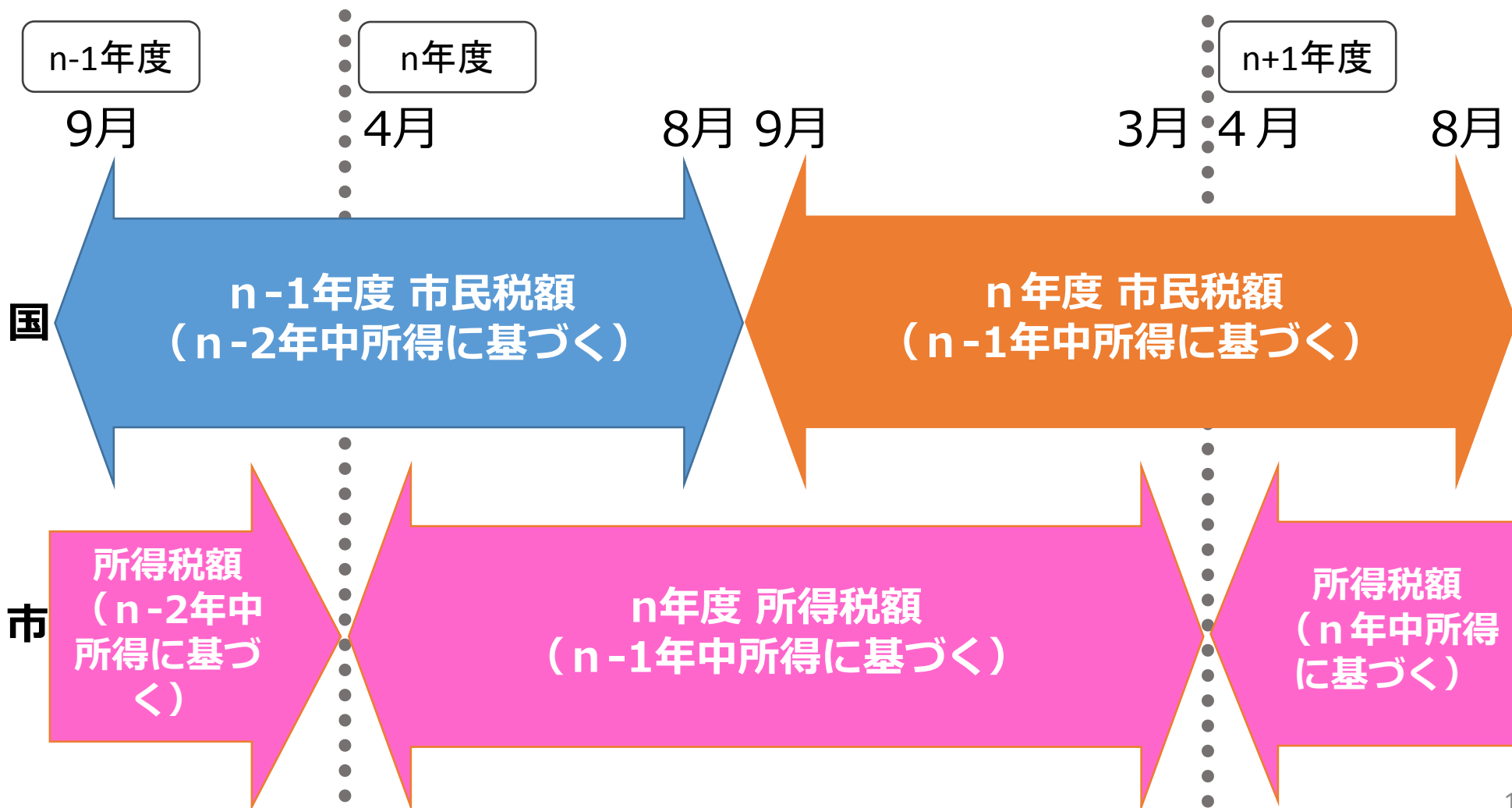
## ○所得税で利用者負担額を算出することの弊害

- その時点で把握できうる限りの税情報をもとに正しく算出しているも、制度上、追徴や還付が発生する構造となっており、そのための手続きや書類の提出が必要になるなど、市民に対してもマイナスの影響が及んでいる。
- 他市では提出が不要な源泉徴収票や確定申告書の提出が必要になるなど、市民に不便を強いている状況である。



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

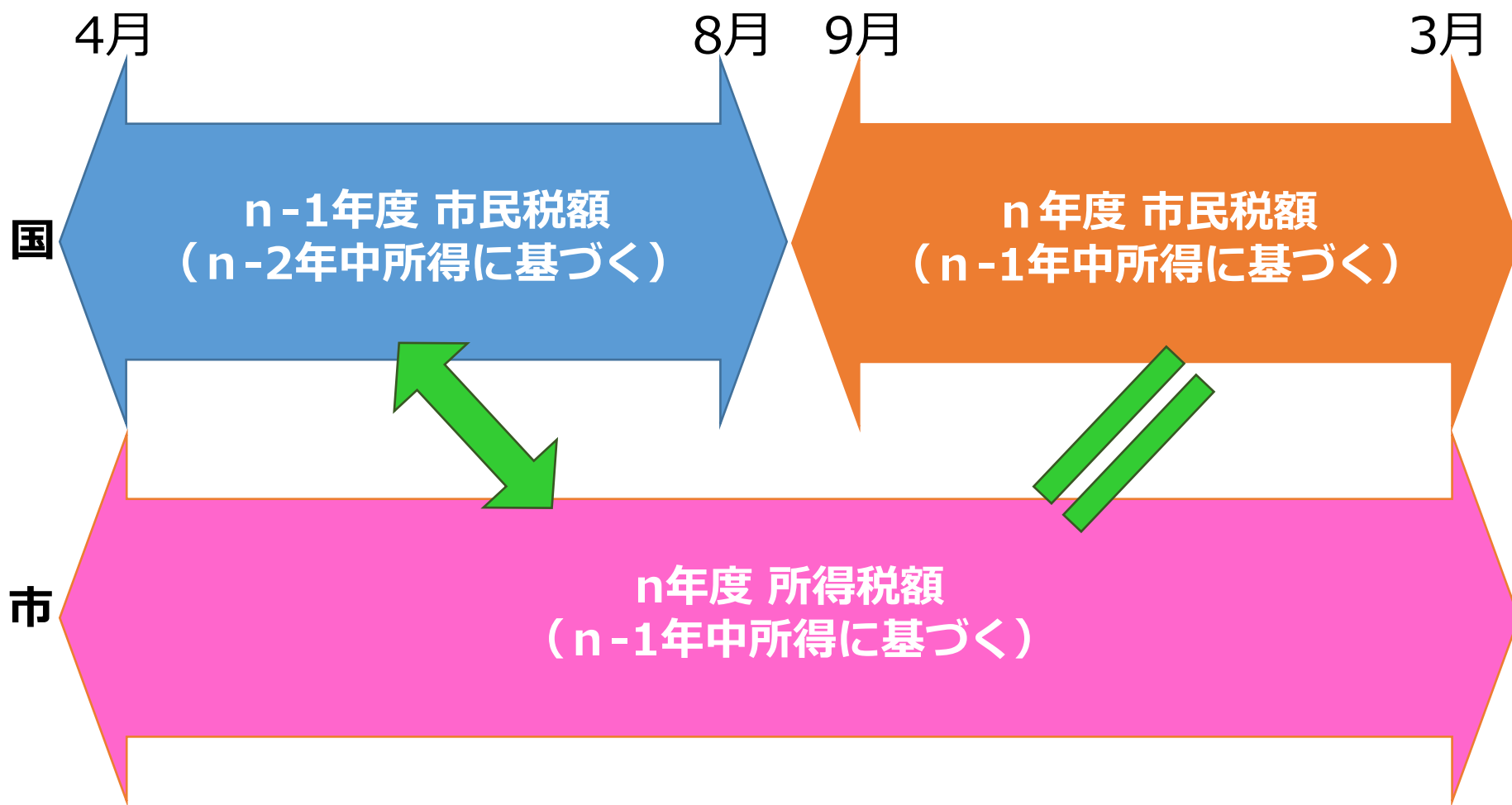
## ○国基準上限額と市基準での利用者負担額の比較





# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

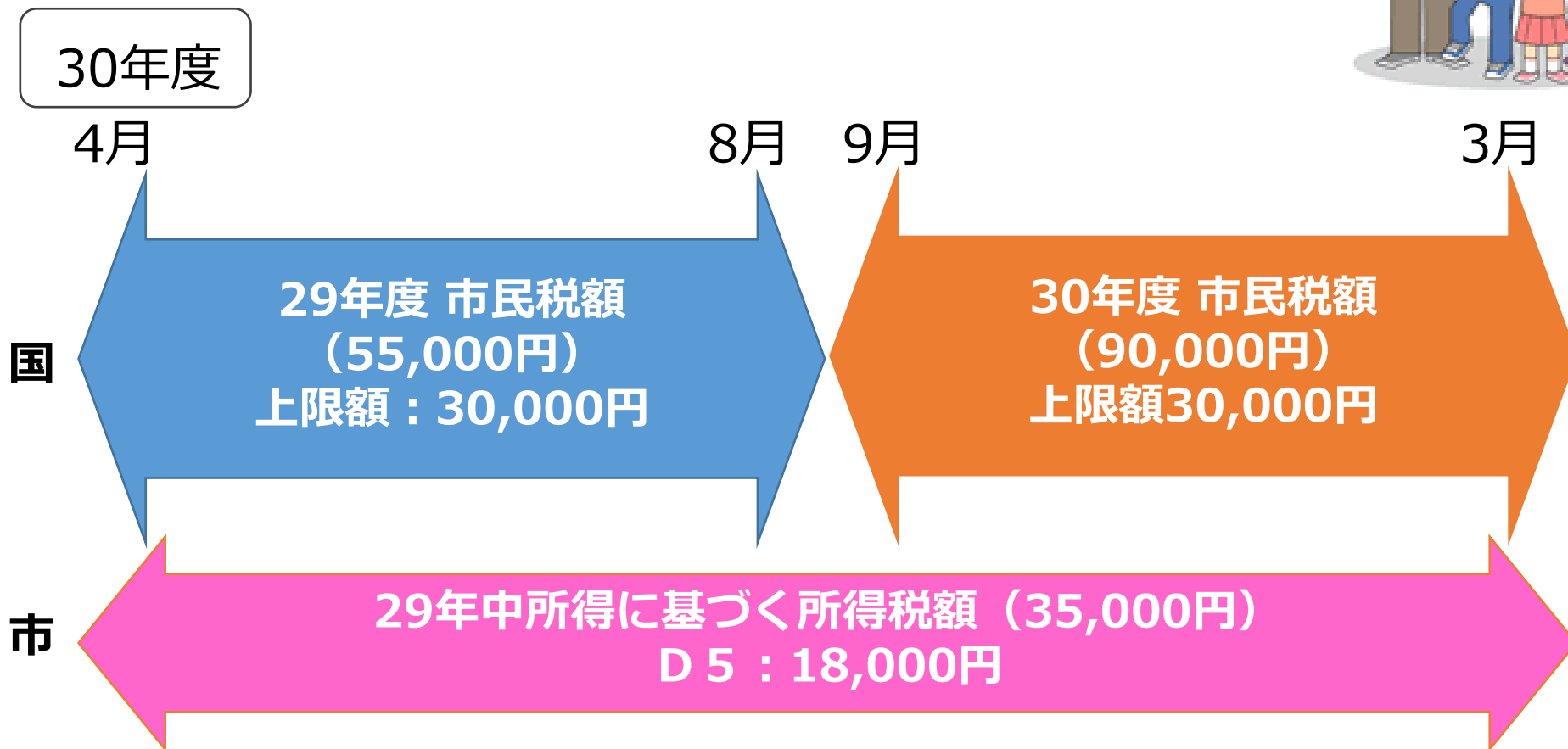
○国基準上限額と市基準での利用者負担額の比較



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

○市民への影響：保護者からの問い合わせ・苦情事例③

- ・ Aさん（父、母、中学生、小学生、保育園：1歳児）

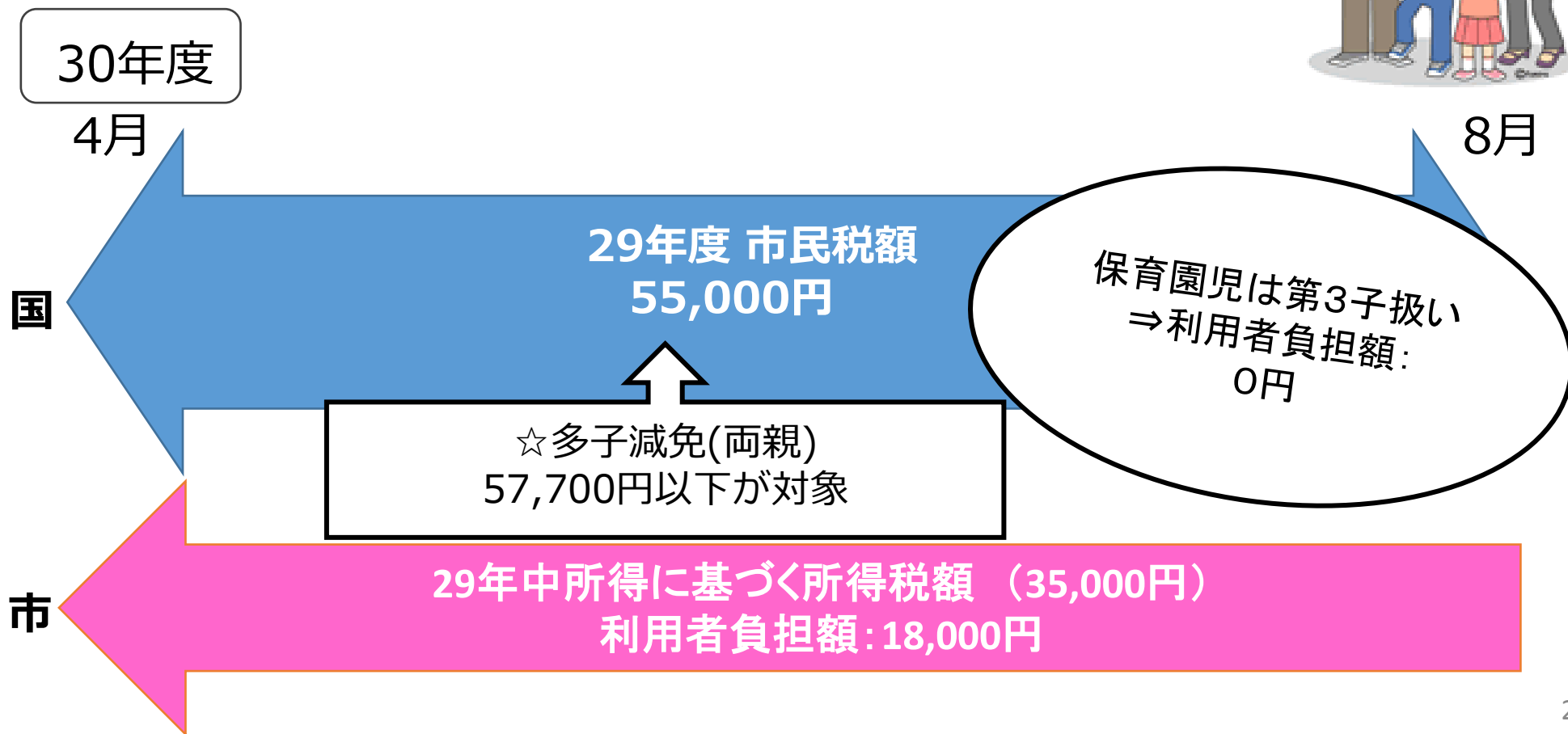




# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

○市民への影響：保護者からの問い合わせ・苦情事例③

・Aさん（父、母、中学生、小学生、保育園：1歳児）



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

○市民への影響：保護者からの問い合わせ・苦情事例③

・Aさん（父、母、中学生、小学生、保育園：1歳児）



30年度

9月

市基準額が国基準上限額を上回っていないかを見比べる。

国基準 ⑤ 97,000円未満：30,000円

市基準 D5 39,000円未満：18,000円

→市基準の額で徴収

3月

国

30年度 市民税額  
90,000円

☆多子減免(両親)  
57,700円以上なので対象外

保育園児は第1子扱い  
⇒利用者負担額：  
18,000円

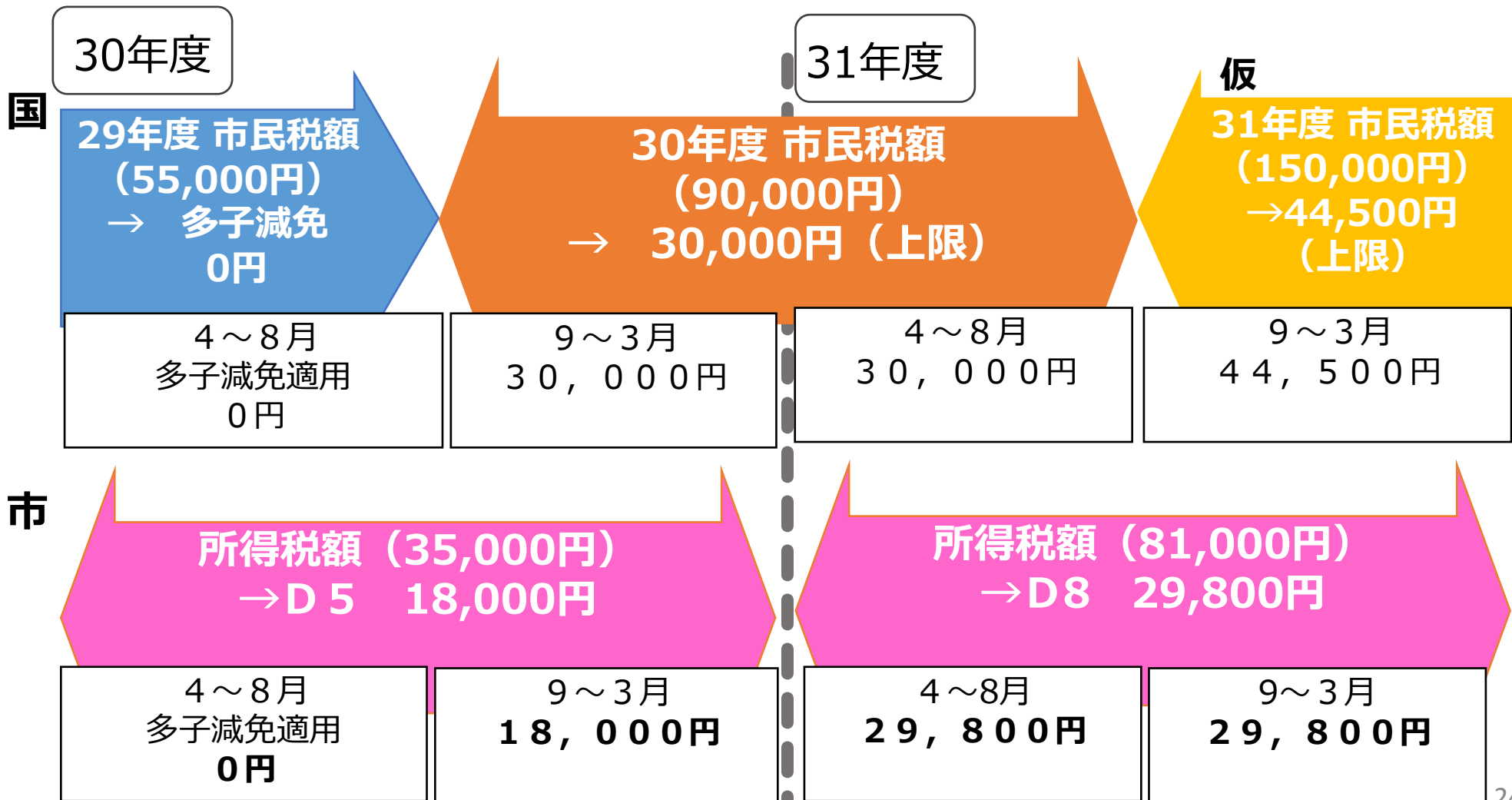
29年中所得に基づく所得税額（35,000円）  
利用者負担額：18,000円

市



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

○国基準と市基準での利用者負担額の比較 (例：Aさん・2か年)







# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

## ○国標準と市制度の差異があることの弊害

- 差異があるところに、国全体で適用される税制改正や利用者負担額の減免規定の変更等を適用するため、手計算による補正が必須（現在も実施）。
- 税制改正、制度改正が重なった結果、平成27年度当時に比して、国標準との差異が大きくなっており、手計算も年々複雑さを増している。算定ミスによる追徴や還付等の発生リスクが高まっている。
- 幼児教育・保育の無償化が施行された場合、さらに差異が拡大。



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

## ○市民への影響

- 他市では提出が不要な源泉徴収票や確定申告書の提出が必要になるなど、市民に不便を強いている。
- 転入者の保育所入所申請については、前年1月1日時点で住民票のあった自治体の課税証明書を添付する必要がある。
- オンラインで確認できるようになると、追加で書類を用意する必要がなくなり、発行手数料も不要となる。



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

## ○国標準(市民税ベース)に変更するメリット

- 収入を確定させ算出している市民税に基づいて利用者負担額を決定するため、現行の書類提出による決定方法に比べ、複数の収入源がある場合等は、より正確に世帯収入の実態に合わせた階層決定が行われ、従来よりも公平性の確保が高まる。
- 事務手続きの簡素化となり、現状抱えているリスクの発生を抑止できる。



# 1. 利用者負担額の算定方式の変更

## ○マイナンバーによる情報連携の活用

- 今後、本格稼働の際、互いに市のもつ住民税課税データをオンラインで確認できるようになるため、他市ではオンライン上のみで完結。
- もし、国立市は依然として、所得税額に基づいて利用者負担額を決定する場合には、オンライン上のみでは完結できない。源泉徴収票等の所得税関連の税書類の提出を求めることとなる。

※保育の利用者負担額の算定に関して所得税の課税データを、マイナンバーによる情報連携で参照することは制度上不可となっている。



## 2. 利用者負担額の階層区分の細分化

### ○現状と課題

- 現在の保育料所得階層は、所得税課税世帯については、D1～D20に分かれているが、そのうちD17～20においては、階層を分けているものの、利用者負担額が同一額の設定である。
- また、高所得者層での利用者負担額は他市と比較して低い状態。
- 応能負担の観点から、高所得者層の階層については、見直すべき課題となっている。平成26年度審議会においても、委員から指摘があった点。



# 2. 利用者負担額の階層区分の細分化

## ○国立市の利用者負担額

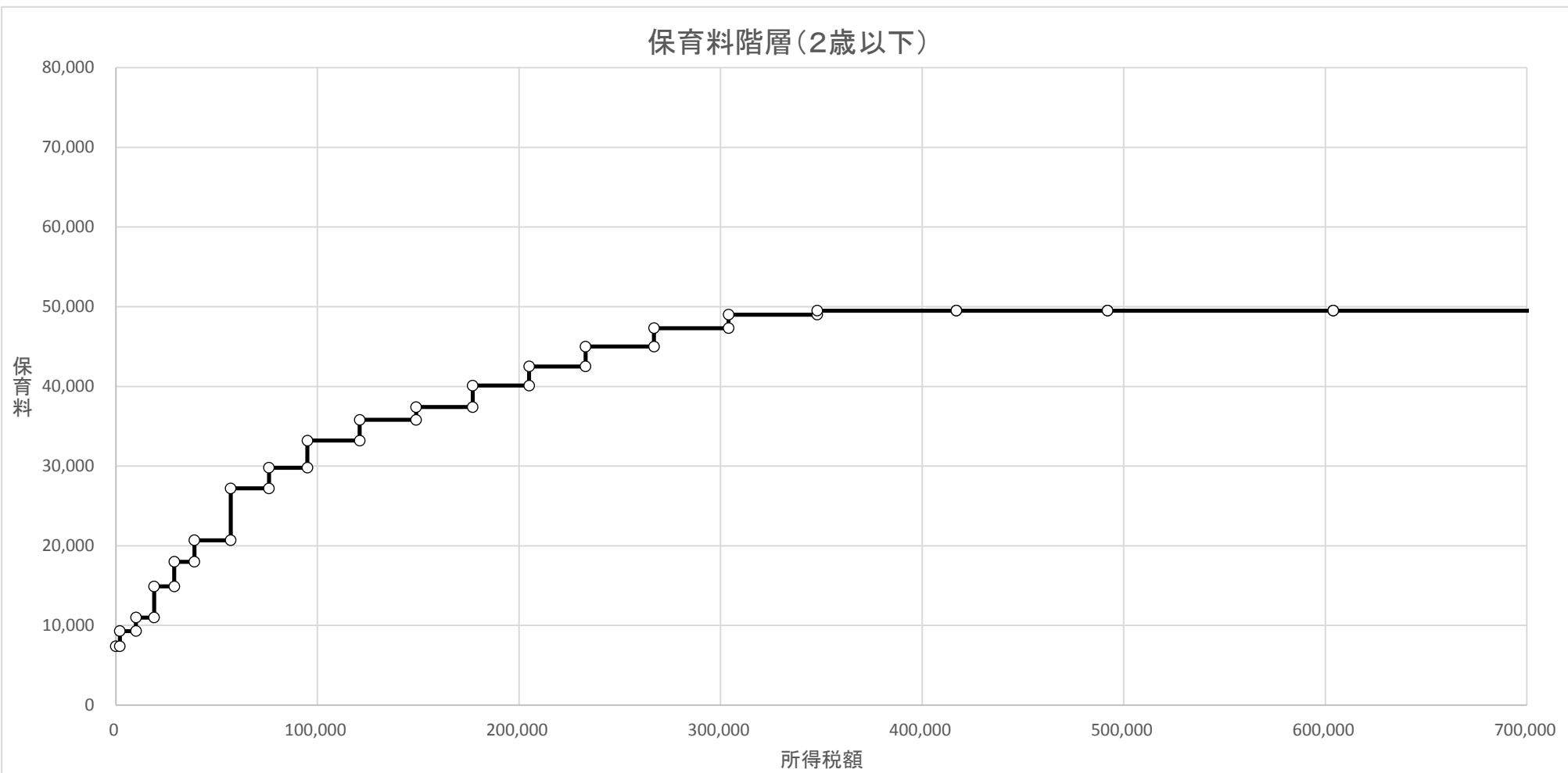
認可保育所・認定こども園（2号・3号）・地域型保育事業の利用者負担額表 (単位：円)

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			標準時間保育（月額）		短時間保育（月額）		専 事	
階層	市民税等による定義		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0		
B	A階層を除き、前年分の所得税が非課税で、かつ、前年度分の市民税が非課税の世帯		0	0	0	0		
C	A階層及びB階層を除き、前年分所得税非課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年度分市民税の課税額が均等割額のみ の世帯	3,100 (1,500)	2,000 (1,000)	3,000 (1,500)	1,900 (900)	
		2	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円未 満の世帯	4,000 (2,000)	2,500 (1,200)	3,900 (1,900)	2,400 (1,200)	
		3	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円以 上の世帯	4,700 (2,300)	3,100 (1,500)	4,600 (2,300)	3,000 (1,500)	
		14	233,000円～267,000円未満	46,500 (22,500)	23,100 (11,000)	45,200 (22,100)	23,100 (10,800)	
D	A階層を除き、前年分所得税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	15	267,000円～304,000円未満	47,300 (23,600)	23,300 (11,600)	46,400 (23,200)	22,900 (11,400)	
		16	304,000円～348,000円未満	49,000 (24,500)	24,200 (12,100)	48,100 (24,000)	23,700 (11,800)	
		17	348,000円～417,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)	
		18	417,000円～492,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)	
D	A階層を除き、前年分所得税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	19	492,000円～604,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)	
		20	604,000円～	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)	



## 2. 利用者負担額の階層区分の細分化

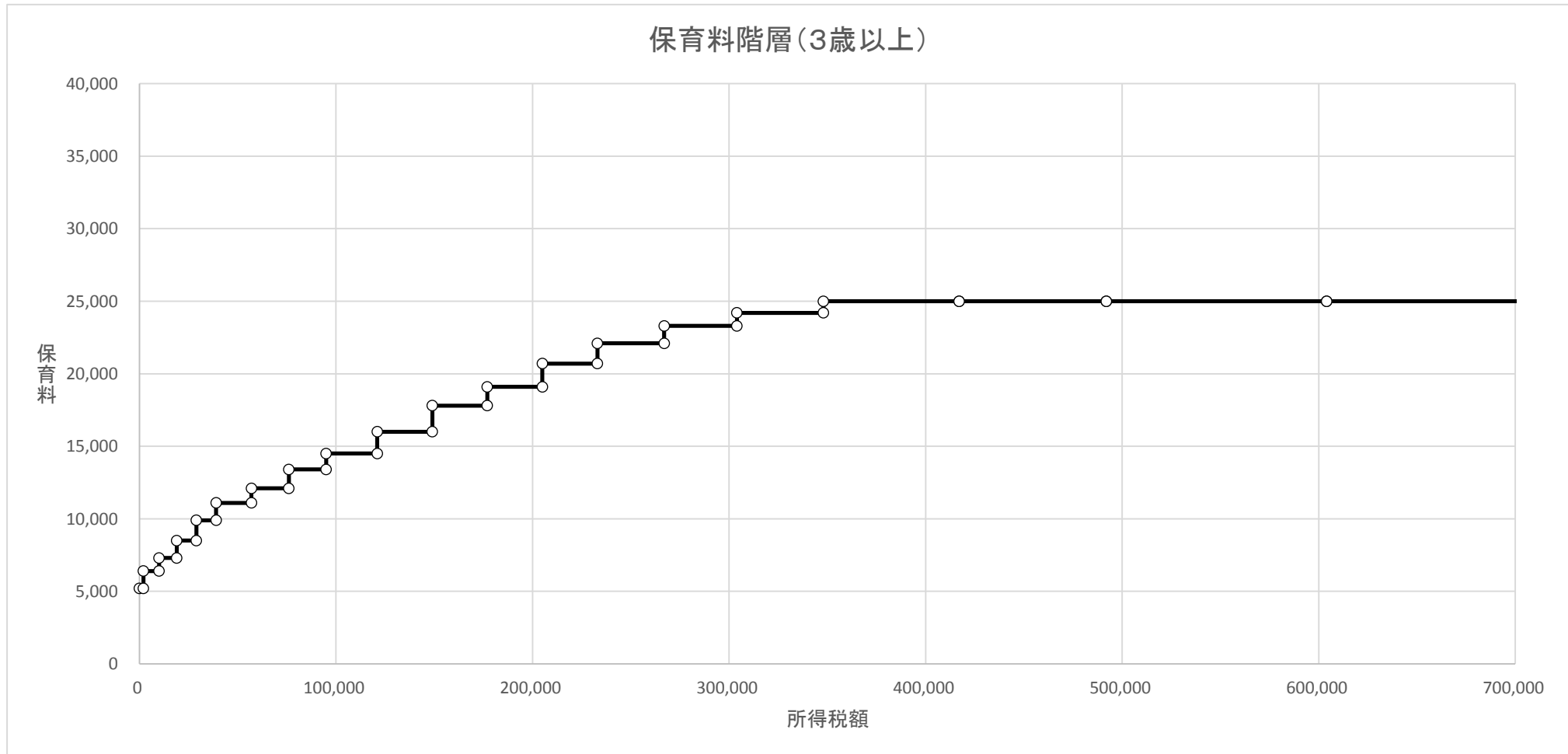
### ○国立市の状況





## 2. 利用者負担額の階層区分の細分化

### ○国立市の状況







第2回目の議題です

### 3. 懸念される点とその対応策

#### ○利用者負担額の増額への懸念

- 大きく階層が変わる世帯があった場合には、要因分析のうえ、影響を少なくする工夫や方策について検討する。
- 高所得者層の階層については、他市状況等を慎重に見極めつつ、細分化を含めて利用者負担額の検討を行う。
- 同様に、低所得者層においても、幼児教育・保育無償化の内容も踏まえつつ、考え方の整理や検討を行う。



## 4. スケジュール

- 審議が拙速にならないよう平成30年度から平成31年度にかけて実施する。
- 平成32年度から新基準が適用できるよう平成31年6月議会での条例改正を見込む。

平成30年度	平成31年度	平成32年度
審議会 (10月頃から新年度保育 所入所募集要項の公表)	条例改正 (旧基準により利用者負担 額を算定)	条例施行 (新基準により利用者負担 額を算定)



# 4. スケジュール(保育審議会開催日程)

平成30年度 国立市保育審議会日程及び主な審議内容

審議会	開催日	主な審議内容
第1回審議会	平成30年8月28日(火)	審議会の運営について ・概要説明:新制度と保育料(利用者負担額)について ・国立市の保育料について ・他市の状況について 算定方式:①課題と分析
第2回審議会	平成30年10月16日(火)	保育料(利用者負担額)の審議 算定方式:①課題と分析 ②方式の検討
第3回審議会	平成30年12月中旬	保育料(利用者負担額)の審議 算定方式:②方式の検討 ③激変緩和等
第4回審議会	平成31年1月中旬	保育料(利用者負担額)の審議 算定方式:③激変緩和等 階層区分:①細分化の分析
第5回審議会	平成31年2月下旬	保育料(利用者負担額)の審議 階層区分:①細分化の分析 ②細分化の検討
平成31年度 開催(予定)		
第6回審議会	平成31年4月上旬	保育料(利用者負担額)の審議 階層区分:②細分化の検討 ・全体の総振り返り、答申作成に向けた確認
第7回審議会	平成31年4月下旬	答申について